沼田工業団地（ぬまた）

● 自然環境に恵まれ交通の便においても「深川留萌自動車道」の沼田 IC に隣接しているほか、国道・道道も隣接しているため道内主要都市へのアクセスがとても身近になっております。

● 工業団地の区画割り

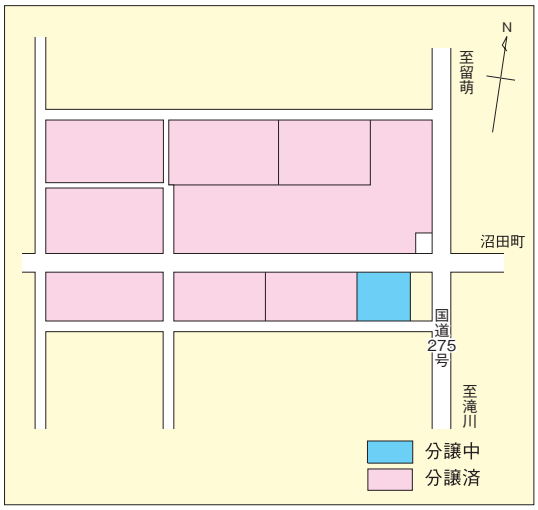

事業主体	沼田町
工業団地面積	11.2 ha
分譲中面積	0.5 ha
分譲価格	410 円/m^2　（下水道受益者分担金を除く）
リース制度	応相談
現況	全域造成済　現在 1 区画分譲中
地質・地盤	地質：第 2 種普通粘土層 N 値：50　　杭打可能地盤までの深さ：3.5～9.0 m
用水	上水道：取水可能量 3,850 m^3/日　価格：50 m^3/月まで 6,721 円、超過料金：1 m^3 につき 264 円
排水	公共下水道に排水（BOD5 日間 1 ℓ 当たり 600 ppm 未満）
電力	沼田変電所（60,000 V）まで 3.8 km、高圧線 6,000 V　団地内まで配電線が敷設
インターネット	光ファイバー（NTT フレッツ光）
地域開発法の指定	過疎法、農工法
事業主体の希望業種	製造、加工を行う施設、試験研究施設、道路貨物運送業、こん包業、情報サービス業等
立地している主な企業	日本パッケージ・システム㈱、㈱正和、ハイテクインター㈱

● 工業団地の位置図

● 交通アクセス

空港	旭川空港まで 73 km（70 分）
港湾	留萌港まで 36 km（25 分）
道路	国道 275 号に隣接 深川留萌自動車道沼田 IC まで 0.5 km
鉄道	JR 石狩沼田駅まで 3 km、JR 深川駅まで約 14 km

● 市町村の優遇制度

（沼田町企業立地促進条例）
①工場などに係る投資額に対する助成
対　象　工場、試験研究施設、指定施設
投資額　1,500 万円以上
助成額　投資額の 30%
限度額　3,000 万円
②再エネ設備導入に対する助成
対　象　自己消費により事業の用に供することを目的に導入する設備に限る
助成額　投資額の 4/5(雪エネ)
　　投資額の 2/3(他エネ)
限度額　1,500 万円
③新たな雇用に対する助成（工場などの新増設に伴う場合に限る）
対　象　工場、試験研究施設、指定施設
投資額　1,500 万円以上
雇用増　2 人以上
助成額　従業者 1 人あたり 50 万円（町外居住者は25万円/人）
限度額　2,000 万円
④固定資産税の減免(5 年間)

お問い合わせ先

● 沼田町企業誘致推進本部（産業創出課）
〒078-2202　雨竜郡沼田町南 1 条 3 丁目 6 番 53 号
TEL 0164-35-2155　FAX 0164-35-2393
URL http://www.town.numata.hokkaido.jp/

沼田町

立地企業に対する税制上の優遇措置等

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　1,500 万円以上	―	減免率による免除	固定資産税	5年間

補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
沼田町企業立地促進条例	H1.12 H25.3 R4.3 一部改正	(1)対象施設(新増設) 工場、試験研究施設、指定施設 ①投資額 1,500 万円以上 ②雇用人員 2 人以上 ③再生可能エネルギー設備(雪氷熱エネルギー) ④ ③以外の再生可能エネルギー設備 ※③、④いずれも自己消費を目的として事業のために導入する設備に限る。 (売電を目的とする事業のための導入は対象外)	補助金 ①投資額の 30%相当額 限度額 3,000 万円 ②町内居住の従業者数×50 万円 (町外居住者は 25 万円) 限度額 2,000 万円 ③投資額の 5 分の 4 を助成 限度額 1,500 万円 ④投資額の 3 分の 2 を助成 限度額 1,500 万円

深川市

立地企業に対する税制上の優遇措置等

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業・旅館業・農林水産物等販売業 新増設　　2,700 万円超	—	課税免除 及び減免	固定資産税	3年間 100% 4年目 50% 5年目 25%

補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
深川市工業等開発促進条例	H4.7 H17.6 一部改正 H18.12 一部改正 H24.3 一部改正 H31.3 一部改正 R3.9 一部改正	(1)製造業 (2)試験研究施設、ソフトウェアハウス (3)情報通信技術利用事業 (4)農業用施設(植物工場等) ①投資額　2,700 万円超 ②雇用増　3人以上 (増設の場合は2人以上で総数3人以上) (5)指定施設(運送業、倉庫業等) ①投資額　2,700 万円超	補助金 (工業団地) (1)(2)(3)投資額の 30%以内 ・限度額　1 億円 雇用増の人数により変動(雇用増 40 人以上は 1 億円、30～39 人は 8,000 万円、20～29 人は 7,000 万円、10～19 人は 6,000 万円、2～9 人は 5,000 万円) (1)(2)(3)(5) ・土地・建物の賃料の 50%以内 限度額　年 150 万円(5 年間) ・水道料金及び下水道使用料の 50%以内 限度額 500 万円(3年間) 雇用増の人数により変動(雇用増 40 人以上は 500 万円、30～39 人は 400 万円、20～29 人は 300 万円、10～19 人は 200 万円、2～人は 100 万円) (1)工場から出荷先までの運送費の 50%以内 限度額 500 万円(3年間)雇用増の人数により変動(雇用増 40 人以上は 500 万円、30～39 人は 400 万円、20～29 人は 300 万円、10～19 人は 200 万円、2～9 人は 100 万円)

			(1)～(5) ・雇用増4人目以降 1 人につき 30 万円 限度額 1,200 万円 ・土地と固定資産に係る固定資産税及び都市計画税相当額以内を5年間(3年間 100%、4年目 50%、5年目 25%) ※上記(1)～(5)は、土地取得面積が 500 ㎡以上の場合は取得額の 100%以内(広里工業団地に限る。多度志地域・納内地域は10%以内)も併せて補助・限度額 3,000 万円
		製造業、試験研究施設、ソフトウェアハウス、 情報通信技術利用事業、旅館業、 農林水産物等販売業、情報サービス業等 ・投資額 500 万円超 ※製造業・旅館業の場合は、資本金等の額が5千万円を超え1億円以下の法人は1千万円、1億円を超える法人は2千万円	・土地と固定資産に係る固定資産税及び都市計画税相当額以内を5年間(3年間 100%、4年目 50%、5年目 25%)
		(1)製造業、試験研究施設、ソフトウェアハウス、 情報通信技術利用事業 ①投資額 2,700 万円超 ②雇用増 3人以上 (増設の場合は2人以上で総数3人以上) (2)観光施設、その他の施設 ①投資額 2,700 万円超 ②雇用増 3人以上 増設の場合は2人以上で総数 3 人以上	補助金 (工業団地以外) (1)投資額の 21%以内 限度額 5,000 万円 雇用増の人数により変動(雇用増 40 人以上は 5,000 万円、30～39 人は 4,500 万円、20～29 人は 4,000 万円、10～19 人は 3,500 万円、2～9 人は 3,000 万円) (2)土地と固定資産に係る固定資産税及び都市計画税相当額以内を5年間(3年間 100%、4年目 50%、5年目 25%) (1)(2) ・雇用増4人目以降 1 人につき 30 万円 限度額 1,200 万円

妹背牛町

立地企業に対する税制上の優遇措置等

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　3,000 万円以上	新増設　15 人以上	課税免除	固定資産税	3年間

補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
妹背牛町企業開発促進条例	S48.7	①投資額　3,000 万円以上 ②雇用人員　15 人以上	リース等 (1)町有の土地および建物を譲渡する場合、その代金を5年以内の割賦払い (2)町有の土地および建物を貸与

秩父別町

立地企業に対する税制上の優遇措置等

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　2,000 万円以上	5人以上	課税免除	固定資産税	初年度～3年度
		課税減免 減免率 60%	固定資産税	第4年度
		課税減免 減免率 40%	固定資産税	第5年度

補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
秩父別町企業立地促進条例	H20.12 改正	投資額　2,000 万円以上 雇用人員　5人以上 ①工場及びその他施設 投資額　2,000 万円以上 ②用地取得 取得面積　1,000 ㎡以上 ③新たな雇用 新たに雇用された町内居住者に対して補助 ④工場用水使用料 年間の事業用に使用した上水道量を操業日数で除した数値の内 50 ㎥を超える上水道料に対し補助	補助金 ①投資額の 10%に相当額 (1億円限度) ②用地取得額の 30%相当額 (1,000 万円限度) ③一人当たり 20 万円 (1,000 万円限度) ④1㎥当たり 20 円 (1年 500 万円限度、操業開始後3年間)

北竜町

立地企業に対する税制上の優遇措置等

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　1,000 万円以上	新増設　10 人以上	課税免除	固定資産税	5年間

補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
北竜町工鉱業開発促進条例	S47.11	①投資額　新増設　1,000 万円以上 ②雇用人員　新増設　10 人以上	利子補給 ○工鉱業生産施設設置資金について5年間